

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年3月13日（令和7年（行情）諮問第351号）及び同年7月29日（同第855号）

答申日：令和8年3月11日（令和7年度（行情）答申第978号及び同第980号）

事件名：セクシャル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査について（依頼）に基づき各機関から送付された調査の一部開示決定に関する件

「セクシャル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査について（依頼）」に基づき各機関から送付された調査報告書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる40文書（以下、順に「文書1」ないし「文書40」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年10月4日付け防官文第22782号、同年12月19日付け同第28805号、令和7年2月21日付け同第3689号及び同年4月25日付け同第10418号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、原処分の取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 原処分1について

アないしキ（略）

(2) 原処分2について

アないしエ（略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ (略)

ク (略)

他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ (略)

(3) 原処分3について

アないしキ (略)

(4) 原処分4について

アないしエ (略)

オ 上記(2)オに同じ。

カ及びキ (略)

ク 上記(2)クに同じ。

ケ (略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる40文書(本件対象文書)を特定した。

本件各開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年10月4日付け防官文第22782号及び令和7年2月21日付け防官文第3689号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書1及び文書21について、法9条1項に基づく開示決定処分(原処分1及び原処分3)を行った後、令和6年12月19日付け防官文第28805号及び令和7年4月25日付け防官文第10418号により、別紙の2に掲げる文書2ないし文書20及び文書22ないし文書40について、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分2及び原処分4)を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件各諮問に当たっては、原処分1及び原処分2に係る各審査請求、原処分3及び原処分4に係る各審査請求をそれぞれ併合し諮問する。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) ないし (6) (略)

(7) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(8) (略)

(9) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(10) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---|
| ① | 令和7年3月13日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第351号） |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ | 同年4月24日 | 審議（同上） |
| ④ | 同年7月29日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第855号） |
| ⑤ | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑥ | 同年9月18日 | 審議（同上） |
| ⑦ | 令和8年3月5日 | 令和7年（行情）諮問第351号及び同第855号の併合、本件対象文書の見分並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件各諮問において、諮問庁は、原処分1及び原処分3に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

また、当審査会において本件対象文書を見分したところ、諮問庁が原処分2により不開示としたとしている部分の一部（文書15の3枚目及び4枚目のそれぞれ一部）については、原処分2の行政文書開示決定通知書には不開示部分として表示されていないことが認められる。原処分2は、行政文書開示決定通知書に表示されたとおりの内容で行われたと解すべきであるから、当該一部は、原処分2において不開示とされたとは認められないので、その不開示情報該当性についての判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定の経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件各開示請求については、いずれも「セクシャル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査について（依頼）」（防人服第12316号 30. 7. 31）に基づき、防衛省の各機関から送付された回答等のうち、直近のものの開示を求めている点で共通しており、各開示請求の受付時点（令和6年8月6日及び同年12月27日）を踏まえて別紙の2のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成又は取得しておらず、保有していない。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、防衛省の各組織に対し、各種ハラスメントに関する苦情相談等の状況の調査の依頼がされたのに対して、各組織から提出された回答の文書であるところ、不開示部分には、文書ごとに、ハラスメントに関する苦情相談及び懲戒処分等の状況について、次の記載がされている（ただし、文書2（これと同一文書である文書22を含む。以下同じ。）は除く。）。

ア 別表の番号1の「不開示とした部分」（以下「不開示部分1」とい

う。)

懲戒処分等の状況として、事案ごとに、その概要（具体的な時期、場所及び行為）及び懲戒処分等の程度（懲戒処分を受けた者の階級を含む。）

イ 別表の番号2の「不開示とした部分」のうち、別紙の3（2）に掲げる部分を除く部分（以下「不開示部分2」という。）

苦情相談の状況として、相談ごとに、相談者の階級及び性別、相談の月、相談者の類型と各類型ごとの相談者と加害者の関係（相談者の上司、先輩等）並びに事案の概要

ウ 別表の番号2の「不開示とした部分」のうち、別紙の3（2）に掲げる部分（以下「不開示部分3」という。）

苦情相談の状況として、月ごとの男女別の苦情相談件数及び相談者の男女別の相談事案類型並びに懲戒処分の件数として、男女別・月別の件数

（2）不開示部分1について

ア 懲戒処分の公表基準について

当審査会において「懲戒処分の防衛大臣への報告及び公表実施の要領について」と題する事務次官通達を確認したところ、同通達には、公表の対象とする懲戒処分は、①職務遂行上の行為又はこれに関連する行為（私的行為以外の行為をいう。）に係る懲戒処分及び②職務に関連しない行為（私的行為をいう。）に係る懲戒処分のうち、免職、降任又は停職である懲戒処分である旨定められている。そして、公表内容については、被処分者の所属や事案の概要等を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表するものとされており、その上で、上記①及び②のいずれかに該当する懲戒処分であっても、懲戒権者等が、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあるなどの理由により公表が適当でないと認める場合には、公表内容の全部又は一部を公表しないことができるとされている。

イ 不開示部分1を不開示とした理由について、当審査会職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

不開示部分1は、上記公表基準の①及び②のいずれにも該当しない部分であるか、いずれかに該当するが、被害者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあり、公表が適当でないと認める部分であるので、不開示とした。

ウ そこで検討するに、不開示部分1については、その記載内容は上記（1）アのとおりであり、ハラスメントの事案ごとに、一体として当該ハラスメント事案の当事者（被害者及び加害者）の個人に関する

る情報であって、上記イのとおり、上記公表基準にのっとって不開示とされていると認められる（なお、不開示部分1のうち、別紙の3（1）に掲げる部分については、既に公表されている情報であると認められる。）。上記公表基準は、法に定める開示について、懲戒処分等を公にする基準として定められたものであると認められ、不開示部分1（別紙の3（1）に掲げる部分を除く。）は、上記当事者の個人の氏名の記載はないものの、これを公にすると、関係者等の一定の範囲の者には当該個人が特定され、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるから、法5条1号本文後段に規定する情報に該当するといえることができる。

また、不開示部分1（別紙の3（1）に掲げる部分を除く。）については、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、不開示部分1のうち、別紙の3（1）に掲げる部分を除く部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

これに対し、不開示部分1のうち、別紙の3（1）に掲げる部分は、上記のとおり、既に公表されている情報であるので、開示すべきである。

(3) 不開示部分2及び不開示部分3について

ア 諮問庁は、不開示部分2及び不開示部分3については、法5条1号及び6号柱書きに該当すると主張する。

イ そこで検討するに、不開示部分2については、上記（1）イのとおり、苦情相談に関するものであり、相談者の個人の氏名は記載されていないものの、これを公にすれば、相談者が識別されるおそれがないとはいえず、これら相談者の信頼を失い、相談しようとする者が相談をちゅうちょするなどして、今後の同種の調査において、必要な事実関係の正確な把握等が行えなくなり、調査の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 不開示部分3については、苦情相談及び懲戒処分に関する記載ではあるが、不開示部分2とは異なり、相談者、被懲戒者の階級及び事案の概要が記載されていない。

そうすると、これを公にしても、およそ相談者や被懲戒者が識別されるおそれがあるとはいえず、相談者や被懲戒者の信頼を失うなどして調査の業務に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないから、法5条6号柱書きに該当するとはいえない。

また、相談者や被懲戒者が識別されるおそれがあるとはいえないのであるから、法5条1号に該当するということもできない。

したがって、不開示部分 3（別紙の 3（2）に掲げる部分）は、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙の 3 に掲げる部分を除く部分は、同条 1 号及び 6 号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の 3 に掲げる部分は、同条 1 号及び 6 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第 4 部会）

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (諮問第351号)

セクシャル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査について(依頼)」に基づき各機関から送付された調査(直近のもの)。

(2) 本件請求文書2 (諮問第855号)

「セクシャル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査について(依頼)」に基づき各機関から送付された回答ないし報告をまとめた調査報告書の類いの全て(直近のもの)。

2 本件対象文書

(1) 上記1(1)の本件請求文書1の対象として特定された文書

ア 原処分1

文書1 令和5年度セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に
係る調査について(回答)(陸幕人教第600号。令和6年6月
10日)(1枚目のみ。)

イ 原処分2

文書2 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等の状況(調査)

文書3 令和5年度下半期セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相
談等に係る調査について(報告)(防大総総第439号。令和6
年6月27日)

文書4 令和5年度下半期セクシュアル・ハラスメントに関する通報及
び相談等に係る調査について(通知)(防医総総第514号。令
和6年5月7日)

文書5 令和5年度下半期における各種ハラスメントに関する苦情相談
等に係る調査について(回答)(防研総第480号。令和6年5
月27日)

文書6 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査結
果について(通知)(統幕人教第364号。令和6年5月29日)

文書7 令和5年度セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に
係る調査について(回答)(陸幕人教第600号。令和6年6月
10日)(1枚目を除く。)

文書8 令和5年度(下半期)セクシュアル・ハラスメントに関する苦
情相談等に係る調査について(通知)(海幕補第984号。令和
6年5月24日)

文書9 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査に
ついて(令和5年度下半期)(回答)(空幕任第831号。令和
6年5月29日)

- 文書10 セクシャル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査
(令和5年度上半期分)について(回答)(情本総第296号。
令和6年2月22日)
- 文書11 令和5年度下半期(10月1日~3月31日)分セクシュア
ル・ハラスメントに関する苦情相談件数等について(報告)
(防監総第79号。令和6年5月30日)
- 文書12 セクシャル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査に
ついて(送付)(北防総第2908号。令和6年5月23日)
- 文書13 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査
について(東防総第2455号。令和6年5月13日)
- 文書14 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査
(令和5年度下半期)について(報告)(関防総総第5626
号。令和6年4月23日)
- 文書15 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等及びパワ
ー・ハラスメントに関する通報及び相談等に係る調査について
(送付)(南防総総第4042号。令和6年4月17日)
- 文書16 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査
について(回答)(近防総総第6910号。令和5年12月1
5日)
- 文書17 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査
について(報告)(中防総総第3018号。令和6年4月23
日)
- 文書18 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査
について(回答)(九防総総第5088号。令和6年5月23
日)
- 文書19 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査
について(沖防総総第3398号。令和6年5月30日)
- 文書20 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査
(令和5年度下半期分)について(回答)(装官人第8062
号。令和6年5月8日)

(2) 上記1(2)の本件請求文書2の対象として特定された文書

ア 原処分3

- 文書21 令和5年度下半期セクシュアル・ハラスメントに関する通報
及び相談等に係る調査について(通知)(防医総総第514号。
令和6年5月7日)

イ 原処分4

- 文書22 文書2と同じ。
- 文書23 令和6年度上半期セクシュアル・ハラスメントに関する苦情

- 相談等に係る調査について（報告）（防大総総第734号。令和6年11月29日）
- 文書24 令和6年度上半期における各種ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査について（回答）（防研総第1014号。令和6年11月29日）
- 文書25 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査結果について（通知）（統幕人教第780号。令和6年11月28日）
- 文書26 令和6年度上半期セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査について（回答）（陸幕人教第1219号。令和6年12月6日）
- 文書27 令和6年度（上半期）セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査について（通知）（海幕補第2540号。令和6年11月26日）
- 文書28 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査について（令和6年度上半期）（回答）（空幕任第2054号。令和6年12月3日）
- 文書29 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する通報及び相談等に係る調査について（令和6年度上半期）（回答）（空幕任第2059号。令和6年12月3日）
- 文書30 文書10と同じ。
- 文書31 令和6年度上半期（4月1日～9月30日）分セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談件数等について（報告）（防監総第153号。令和6年11月21日）
- 文書32 セクシャル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査について（送付）（北防総第4754号。令和6年10月23日）
- 文書33 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査について（東防総第4842号。令和6年12月10日）
- 文書34 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査（令和6年度上半期）について（報告）（関防総総第10601号。令和6年10月25日）
- 文書35 文書15と同じ。
- 文書36 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査について（回答）（近防総総第6479号。令和6年10月21日）
- 文書37 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査について（報告）（中防総総第5300号。令和6年10月9日）

文書38 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査
について（回答）（九防総総第8614号。令和6年10月2
8日）

文書39 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査
について（沖防総総第6741号。令和6年11月22日）

文書40 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談等に係る調査
（令和6年度上半期分）について（回答）（装官人第2097
8号。令和6年11月18日）

3 開示すべき部分

(1) 文書7の17枚目のNo22の不開示部分すべて

(2) 文書2及び文書22の1枚目の「1 セクシュアル・ハラスメントに関
する苦情相談及び懲戒処分の件数」部分の不開示部分

別表

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 3	3 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 5	3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 7	1 4 枚目ないし 2 0 枚目のそれぞれ一部	
	文書 9	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
	文 書 1 0、文書 3 0	3 枚目の一部	
	文書 1 5	5 枚目の一部	
	文書 2 6	8 枚目ないし 1 1 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 7	5 枚目の一部	
	文書 2 8	5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 5	3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 0	3 枚目の一部		
2	文書 2、文書 2 2	1 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、調査に関する情報であり、これを公にすることにより、今後、同種同様の調査に当たり、対象者からの正確な事実の把握が困難となり、調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当する
	文書 7	3 枚目ないし 1 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 8	2 枚目ないし 5 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 9	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
	文 書 1 0、文書 3 0	2 枚目の一部	
	文書 1 5	2 枚目の一部	
	文書 2 6	3 枚目ないし 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 7	2 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部	

	文書 28	2枚目ないし4枚目のそれぞれ一部	ため不開示とした。
	文書 29	2枚目の一部	
	文書 35	2枚目及び4枚目のそれぞれ一部	
	文書 40	2枚目の一部	